令和7年度

水 質 検 査 計 画



松川第2配水池

太宰府市都市整備部上下水道施設課

目 次

- 1. 基本方針
- 2. 水道事業の概要
- 3. 水源から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意事項
- 4. 定期的な水質検査の項目、採水場所、頻度及び水質管理目標設定項目の 検査に関する事項
 - (1) 検査項目
 - (2) 採水場所
 - (3) 検査項目数
- 5. 臨時の水質検査
- 6. 水質検査の方法
- 7. 水質検査の精度と信頼性の保証
- 8. 水質検査計画及び検査結果の公表
- 9. 水質検査結果の評価について
- 10. 水質検査計画の見直しについて
- 11. 関係機関との連携について

1. 基本方針

水道事業者として、安全かつ清浄な水道水の共有を確保し続けるために、水源の水質を把握しつつ適切な浄水処理が行われ、水質を損なうことなく蛇口まで届けられているかを確認する必要があります。

本市の水道水をより安心して使用していただくために、水道法関連法令等に基づき、 水源の地域特性を踏まえ、検査項目及び検査頻度等を明記した令和 7 年度水質検 査計画を策定しました。

2. 水道事業の概要

太宰府市の水源は、松川ダム、県営北谷ダム、大佐野ダムの表流水と地下水です。 浄水場は、松川及び大佐野の2箇所にあり、急速ろ過方式によって浄水処理を行っています。

また、福岡地区水道企業団と山神水道企業団から浄水を受水しています。

事業概要

(令和7年3月31日現在)

事 業 主 体	太宰府市
給 水 区 域	太宰府市内及び筑紫野市の一部
給 水 人 口	61,026 人
給 水 戸 数	27,058 戸
普及率	85.4%
1日最大給水量	17,752 m3
1日平均給水量	16,088 m3

(1) 水源の概要

(単位:m3)

水源名	松川	県営北谷	大佐野	地下水	受水企業団体
(ダム、地下水)	ダム	ダム	ダム		(日最大)
水系	御笠川	御笠川	御笠川	_	福岡地区水道企業団
河川名	御笠川	山の神川	大佐野川	_	12,600
有効貯水量	68,100	231,000	175,000	_	山神水道企業団
計画取水量	3,000	1,000	2,400	2,000	3,500

(2) 浄水場の概要

名	新		松川浄水場	大佐野浄水場
	所 在 均	也	御笠5-2-1	大字大佐野754
計直	画浄水量(m³	/日)	3,920	4,210
	沈殿池	池数	5	3
浄水		方式	傾斜板式	傾斜板式
処理	ろ過池	池数	6	3
施設		方式	急速ろ過式	急速ろ過式
	活性炭	池数	5	3
	処理	方式	上昇流式・重力ろ過式	重力ろ過式

3. 水源から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意事項

(1) 水源から浄水場までの留意事項

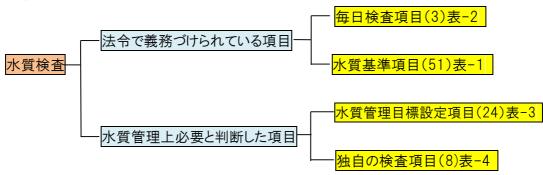
浄水場名	松川浄水場	大佐野浄水場
水 源	表流水	表流水と地下水
	御笠川→松川ダム	大佐野川→大佐野ダム
	・降雨等により濁度が上昇します。	・強雨時は濁度が上昇します。
水源の	·藻類の光合成に伴いpH 値が	·藻類の光合成に伴いpH 値が
水質状況	上昇することがあります。	上昇することがあります。
等	・藻類の繁殖によりカビ臭くなる	・藻類の繁殖によりカビ臭くなる
	ことがあります。	ことがあります。
	・上流域にかけ田畑が多く、工場等	・地下水は主に渇水期で利用しま
	が点在しています。	す。
留意事項	濁度、pH 値、カビ臭物質等	濁度、pH 値、カビ臭物質等
	農薬散布、油流出事故等	
対処方法	粒状活性炭、pH 値調整等の処理	粒状活性炭、pH 値調整等の処理
	取水割合の調整	取水割合の調整

(2) 浄水場から給水栓までの留意事項

各浄水場から給水栓までの水質については、水質基準を満足しており問題ありません。なお、水質管理上の留意点としては、各浄水場から給水栓の間で特に水温の高い夏場においては、残留塩素濃度は低くなる傾向があるため、活性炭やpH 値調整等の高度処理を行い残留塩素濃度が必要量となるよう管理に努めています。

4. 定期的な水質検査の項目、採水場所、頻度及び水質管理目標設定項目の検査に 関する事項

(1) 検査項目



(2) 採水場所(検査を行う採水場所)

原水の場合 水源状況を定期的に把握するために、原水となる北谷ダム、松川 ダム、大佐野ダム、地下水を採水し検査します。

給水栓の場合 水道水の状況を定期的に把握するために、市内給水管の管末近 くの給水栓で採水し検査します。

(3) 検査項目数(令和7年度)

(項目)

Ξ Λ	1A + 1d. F	1.1. – 367	基準	管理	農薬	独自の
区分	検査地点	地点数	項目	目標	項目	検査項目
	松川浄水場	1	39	24	16	7
浄水場	大佐野浄水場	1	39	24	16	7
(原水)	県営北谷ダム	1	39	24	_	7
	地下水	1	39	24	12	2
給水栓 (給水)	管末の給水栓	3	51	24	_	2

①水質基準項目の検査(水質基準に関する省令51項目)(表-1)

(人の健康を保護し、生活に支障を生じさせないために水道法で定められた検査) 水源(松川ダムと県営北谷ダムと大佐野ダムと地下水)は39項目、給水栓3ヵ 所に関しては51項目を行います。

				左門	安太 同	* (出力	. 同 /左)
-E D		₩ # #	.	年間:	<u>挨 査 回</u>	数 (単位	
項目	水質基準項目	基準信	旦	L* 1	水源	11614	净水
51		(mg/l)		ダム 松川・大佐里	ダム ポー 北谷	地下水	給水栓
1	机细带	100個/ml	NE			1ヵ所	3ヵ所
2	一般細菌 大腸菌	100個/ml 検出されない	<u>以下</u>	12	1	1 5	12 12
3	カドミウム及びその化合物	0.003		1	1	1	4
4		0.003		1	1	1	4
	水銀及びその化合物				_		
5	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物	0.01 0.01		1	1	1	4
7	上素及びその化合物	0.01		1	1	1	4
8	六価クロム化合物			1	1	1	4
9	亜硝酸態窒素	0.02		12	1	1	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04 0.01		1	1	1	12 4
10				12	1	1	12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 コル表及びその化合物		以下	12	1	1	4
	フッ素及びその化合物	1.0	以下	1	1	1	4
13	ホウ素及びその化合物						
14	四塩化炭素	0.002		1	1	1	4
15	1,4-ジオキサン	0.05	以下	1	1	1	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	以下	1	1	1	4
17	ジクロロメタン	0.02	비고	1	1	1	4
18	テトラクロロエチレン	0.01		1	1	1	4
19	トリクロロエチレン	0.01		1	1	1	4
20	ベンゼン	0.01		1	1	1	4
21	塩素酸		以下	'		'	4
22	クロロ酢酸	0.02					4
23	クロロホルム	0.02					4
24	ジクロロ酢酸	0.03					4
25	ジブロモクロロメタン		以下	洋	毒をしたとき	FIC	4
26	臭素酸	0.1		生	或されるもの	で、	4
27	総トリハロメタン		以下	原	水での検査	は	4
28	トリクロロ酢酸	0.03			行いません。		4
29	ブロモジクロロメタン	0.03					4
30	ブロモホルム	0.03					4
31	ホルムアルデヒド	0.09					4
32	亜鉛及びその化合物	1.0		-1	1	1	4
33	アルミニウム及びその化合物		<u>以下</u> 以下	1	1	1	4
34	鉄及びその化合物		以下 以下	12	1	1	12
35	銅及びその化合物	1.0		1	1	1	4
36	ナトリウム及びその化合物	200		1	1	1	4
37	マンガン及びその化合物	0.05		12	1	1	
		200		12	1	1	12 12
38	塩化物イオン カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300		12	1	1	12
40	蒸発残留物	500		12	1	1	4
41	窓光残留物 陰イオン界面活性剤		以下 以下	1	1	1	4
42	ジェオスミン	0.00001		12	1	1	12
42	ンエオ ヘミン 2-メチルイソホ・ルネオール	0.00001		12	1	1	12
44	2-77ル17ホルネ4-ル 非イオン界面活性剤	0.00001		1	1	1	4
45	フェノール類	0.02		1	1	1	4
46	有機物(全有機炭素の量TOC)		以下 以下	12	1	1	12
47	pH値	5.8以上8		12	1	1	12
48	pniii 味	異常でない		12	<u> </u>	_	12
49	臭気	異常でない		12	1	1	12
50	<u> </u>	5度		12	1	1	12
51	<u>国度</u> 濁度	2度		12	1	1	12
JI	/ 判/又	4 及	タト	12			12

②毎日行う検査項目(3項目)(表-2)

浄水場で作った水が清浄であるか、消毒が適切かを確認する項目 市内5箇所の給水栓及び各浄水場で実施します。

検査項目	基準値	太宰府市目標値	検査頻度
色度	5度以下	1度	
濁度	2度以下	0.1度以下	毎日の検査
残留塩素	0.1mg/I以上	0.2~0.5mg/l	

③水質管理目標設定項目の検査(24項目)(表-3)

より水道水の安全性を確保するために設定された検査で、将来に渡り水道水の安全性を確保等万全を期する検知から設定されている検査。

			年間検査回	数(単位:	:回/年)
番号	項 目 名	目 標 値	水源		浄 水
留写	リ	(mg/l)	原 水	地下水	給水栓
			松川·大佐野·北谷	1ヵ所	3ヵ所
目01	アンチモン及びその混合物	0.02 以下	1	1	4
目02	ウラン及びその混合物	0.002 以下	1	1	4
目03	ニッケル及びその混合物	0.02 以下	1	1	4
目05	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	1	1	4
目08	トルエン	0.4 以下	1	1	4
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	1	1	4
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下	_	_	4
目14	抱水クロラール	0.02 以下	_	_	4
目15	農薬類(注)	検出値と目標値の比 の和として、1以下	3	1	_
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100 以下	1	1	4
目18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	1	1	4
目19	遊離炭酸	20 以下	1	1	4
目20	1, 1, 1, ートリクロロエタン	0.3 以下	1	1	4
目21	メチルーtーブチルエーテル(MTBE)	0.02 以下	1	1	4
目22	有機物質(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	1	1	4
目23	臭気強度(TON)	3 以下	ı	_	4
目24	蒸発残留物	30~200 以下	1	1	4
目25	濁度	1度 以下	1	1	4
目26	PH値	7.5 程度	1	1	4
目27	腐食性(ランゲリア指数)	'-1度程度以上とし0に近づける	1	1	4
目28	従属性栄養細菌	2000 以下	1	1	4
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	1	1	4
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	1	1	4
目31	PFOS及びPFOA	0.00005 以下	2	0	2

(注)詳細の検査項目については⑤農薬類(表-5)参照

④独自の検査(13項目)(表-4)

病原生物のクリプトスポリジウムや毒性が強いダイオキシン類の検査を行います。

	年間検査回数(単位:回/年)水源 浄水					
項目		浄 水				
人	原水	原水	原水	地下水	給水栓	
	松川	大佐野	北谷	1ヵ所	3ヵ所	
ダイオキシン類	1	1	1	1		
クリプトスポリジウム	10	4	_	_		
クリプト指標菌	12	12	_	_		
生物	12	12	3	_		
クロロフィルa	_	_	3	_		
浮遊物質量(SS)	_	_	3	_		
溶存酸素(DO)	_	_	3	_		
総窒素(T-N)	_	_	3	_		
総リン(T-P)	_	_	3	_	_	
電気伝導率	_	_	_	1	2	
アンモニア態窒素	1	1	_	1	_	
総トリハロメタン生成能	1	1	_	_	_	
UV260吸収	1	1	3	_	2	

⑤農薬類(16項目)(表-5)

水質管理目標設定項目の検査の(目 15)農薬類の一部抜粋です。

		年 間 検 査 回	数(単位:回/年)		
項目	目標値	水源			
, I	(mg/l)	原水	地下水		
		松川·大佐野	1ヵ所		
イソプロチオラン(IPT)	0.3 以下	2	_		
イプロベンホス(IBP)	0.09 以下	3	1		
カフェンストロール	0.008 以下	2	1		
ダイムロン	0.8 以下	3	1		
チウラム	0.02 以下	1	_		
チオファネートメチル	0.3 以下	3	1		
フェニトロチオン(MEP)	0.01 以下	2	1		
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下	2	1		
フサライド	0.1 以下	1			
ブブロフェジン	0.02 以下	2	1		
プレチラクロール	0.05 以下	1	1		
プロベナゾール	0.03 以下	3	1		
ブロモブチド	0.1 以下	1	_		
ペンシクロン	0.1 以下	2	1		
ベンタゾン	0.2 以下	2	1		
メフェナセット	0.02 以下	2	1		

5. 臨時の水質検査

水源などに次のような水質異常が発生した場合、臨時の水質検査を行います。

- (1)水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2)水源に異常があったとき。
- (3)水源付近、給水区域及びその周辺で消化器系伝染病が流行しているとき。
- (4)浄水過程に異常があったとき。
- (5)配水管の大規模な工事等により水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- (6)その他特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査の方法

本市では、毎日検査(水道法施行規則第15条第1項第1号による「1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」)は当市浄水場及び市内給水栓5ヶ所における検査を独自検査とし、その他の水質検査は共同検査施設である福岡地区水道企業団水質センター(水質検査機関)に委託しています。

測定頻度の少ない項目、特殊な機器や試薬を必要とする検査項目については、福岡地区 水道企業団水質センターと調査業務の協定を締結し検査を行っています。

7. 水質検査の精度と信頼性の保証

水質の信頼性を確保するため、水質検査を委託している福岡地区水道企業団の水質センターから毎年の測定機器の内部精度及び外部精度管理の実施状況の公表を受けています。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については事業年度の開始前に作成し、本市のホームページに公表します。 また給水栓における水質検査結果については、水質基準項目をホームページにも公表します。 す。

9. 水質検査結果の評価について

水質検査結果が水質基準に適合していることを確認し、蓄積したデータとの比較等を行い、 水道水源保全対策や浄水処理工程に活用し安心安全な水道水を供給することに活かしま す。

10. 水質検査計画の見直しについて

前年度に実施した水質検査結果を評価し、必要に応じて翌年度の検査項目とか検査頻度 等に反映させるなど、水質検査計画の見直しを行います。

11. 関係機関との連携について

水源での水質汚染事故等については、国、福岡県(水道整備室、筑紫保健福祉環境事務所、那珂県土整備事務所)、福岡地区水道企業団、山神水道企業団など関係機関と連絡調整を行い、連携して迅速な対応を行います。

お問合わせ先

818-0110

太宰府市御笠5丁目3番1号(上下水道事業センター2階) 太宰府市 都市整備部 上下水道施設課 業務係 電話 092(408)-4025 FAX 092-921-9009